

令和7年度香美市社会福祉施設等物価高騰対策支援金給付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、令和7年度香美市社会福祉施設等物価高騰対策支援金（以下「支援金」という。）事業の実施について、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 この支援金は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた社会福祉施設等を支援することにより、社会福祉サービスの質を確保することを目的とする。

(給付対象者)

第3条 支援金の給付の対象となる者（以下「給付対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件のすべてを満たす法人とする。

- (1) 令和7年7月1日（以下「基準日」という。）時点で、香美市内において別表第1又は別表第2に定める事業所又は施設（以下「事業所等」という。）のいずれかを運営していること。
- (2) 第5条の申請の日において、前号に掲げる事業所等を休止していないこと。ただし、運営している事業所等の一部を休止している法人を除く。
- (3) 令和7年4月1日から令和7年6月30日までの間に、当該事業所等において介護サービス等に係る給付等の実績があること。ただし、基準日以後に介護サービス等の提供を開始した事業所等を運営する法人については、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、給付対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の給付の対象としない。

- (1) 香美市事業等からの暴力団の排除に関する規則（平成25年香美市規則第5号。以下「規則」という。）第4条各号のいずれかに該当すると認められるとき。
- (2) 市税を滞納しているとき。
- (3) 令和7年度高知県社会福祉施設等物価高騰緊急対策給付金の申請要件を満たす事業所又は施設であるとき。
- (4) 国又は県、市若しくは一部事務組合が運営する施設であるとき。
- (5) 申請日において前項第1号に掲げる事業所等の廃止又は休止が決定しているとき。

(支援金の給付額)

第4条 支援金の給付額は、別表第1又は別表第2に定める額とする。

(支援金の給付申請)

第5条 支援金の給付を受けようとする給付対象者は、別表第1又は別表第2に定める事業ごとに、所定の申請書をもって市長に申請しなければならない。

(申請期限)

第6条 前条の申請の期限は、市長がやむを得ないと認める場合を除き、令和7年10月31日とする。

(給付の決定)

第7条 市長は、第5条の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、支援金の給付の可否を決定し、適当と認めたときは当該申請をした給付対象者に対し支援金を給付し、適当でないと認めたときは所定の却下通知書により当該給付対象者に通知するものとする。

(支援金の給付請求)

第8条 前条の規定により支援金の給付の決定を受けた者（以下「給付決定者」という。）は、所定の請求書を提出するものとする。

(不当利得の返還)

第9条 市長は、給付決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、支援金の給付決定を取り消し、期限を定めて、給付を行った支援金の返還を命ずるものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により支援金の給付を受けたとき。
- (2) 規則第4条各号のいずれかに該当することとなったとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、この告示に基づく命令に違反したとき。

(書類の整備)

第10条 給付決定者は、当該支援金に係る書類を、支援金の給付の決定に係る会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(調査等)

第11条 市長は、給付事業の適正な執行を確保するために必要な限度において、給付決定者に対し、必要な調査を行うことができる。

(補則)

第12条 この告示に定めるもののほか、給付事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和7年7月4日から施行する。

(失効)

- 2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの告示に基づき既に給付された支援金については、この告示の失効後も、なおその効力を有する。

別表第 1（第 3 条、第 4 条及び第 5 条関係）

社会福祉施設等物価高騰対策支援金給付事業（介護分）

給付対象事業所等（サービス種類）	給付額
地域密着型通所介護	1 事業所当たり 100,000 円
小規模多機能型居宅介護	
居宅介護支援	
基準該当サービス	
認知症対応型共同生活介護	1 施設当たり 150,000 円

別表第 2（第 3 条、第 4 条及び第 5 条関係）

社会福祉施設等物価高騰対策支援金給付事業（障害分）

給付対象事業所等（サービス種類）	給付額
計画相談支援	1 事業所当たり 100,000 円